

南アジアの法制度の総括

遠藤 誠¹

I はじめに

筆者は、これまで、南アジアの国・地域（以下「国」と総称する場合がある）の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、南アジア各国の法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

南アジア各国の法制度は、もともと地域社会において存在した規範・慣習法等の上に、16世紀以降、ポルトガル、オランダ、英国等の欧州諸国の植民地政策や法制度の影響を受けながら発展してきた。これらのことから、南アジア各国の法制度は、日本や欧米諸国とは異なる特徴的な内容を含んでいることも少なくないため、南アジア各国の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

II 南アジア各国の法制度の分類

南アジア各国の法制度は、大きく分けて、表1のとおり、①英国法²系の国、②宗教法と英国法の混合法系の国、③多元的な混合法系の国に分けることができる。

表1：南アジア各国の法制度の分類

①英国法系の国	インド
②宗教法と英国法の混合法系の国	パキスタン、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディブ
③多元的な混合法系の国	スリランカ

一般に、英国法系か大陸法系かという分類は、判例法を法体系の中心におくか、それとも成文法を法体系の中心におくかという違いの他に、統治機構・裁判制度のあり方や法律概念等に関し、さまざまな違いを含む。しかし、近年は、大陸法系の国・地域において、英米法

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

系の考え方や法律概念が取り入れられる傾向が広く見受けられる³。他方、英米法系の国・地域においても、現在では主要な法制度については成文法が制定されているし、その国・地域における独自の法政策・法文化・慣習法が成文化されること等により、英国の法制度からの乖離が見られる。また、過去に、英国の植民地となった歴史と大陸法系の国の植民地となった歴史が混在する国・地域の法制度は、英国法的な特色と大陸法的な特色を併有することが多い。このように、南アジア各国では、その歴史的背景や経緯等から、国・地域ごとに異なるさまざまな特色を有する法制度が存在する。したがって、前述した法体系の分類は、一応の整理という程度にとどめ、必要以上に拘泥すべきではない。

Ⅲ 他国の法制度の影響（法の継受）

1 英国法の影響・継受

英国法は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、コモン・ロー諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

英国法の影響を強く受けた南アジアの国としては、インドが挙げられる。また、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブも、英国法の影響を強く受けているが、これらの国では、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教といった宗教法の影響も根強い。

（１）インドは、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、さまざまな分野において、多くの成文法も制定されている。即ち、インドが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、インドが英国から独立した司法権を有するようになった後は、英国の裁判所の判決は、インドの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

（２）英国法の影響を強く受けつつも、イスラム教・イスラム法の影響が強い国もある。例えば、パキスタン及びバングラデシュでは、とくに刑法や家族法の分野でイスラム法が重要な役割を果たしている。また、モルディブの法制度は、従来、イスラム法と慣習法により構成されていたところ、英国法の影響を受けている。

（３）ネパールの法制度は、ヒンドゥーの伝統と、英国法の両方に淵源を有する。ヒンドゥーの伝統は、「ムルキ・アイン (Muluki Ain)」(「国の法」) という法典にまとめられていた。

³ 近年、大陸法系の国・地域において、英米法系の考え方や法律概念が取り入れられる傾向が広く見受けられるようになった原因としては、①国際政治や国際ビジネスの分野における米国及び英国の実工作上的影響力の強さの影響、②英語が国際社会において事実上の世界共通語として機能していることの影響、並びに、③外国から英米に留学して法学を学ぶ者が圧倒的に多いことの影響等が挙げられよう。

ネパールは、その後も、インドから英国のコモン・ローの原則を取り込んだ⁴。1854 年以来、160 年以上にわたってネパールで適用されてきた「ムルキ・アイン」は、2017 年に制定され 2018 年 8 月に施行された民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法により、取って代わられた。

(4) 英国法の影響を強く受けつつも、仏教の影響が強い国もある。例えば、ブータンの法制度は、チベット仏教の伝統と、英国法の両方に淵源を有する。チベット仏教の伝統は、「Tsa Yig」という法典にまとめられている。

(5) スリランカは、英国法を含む多元的な混合法系の国である。即ち、スリランカは、1505 年から 1658 年まではポルトガル、1658 年から 1796 年まではオランダ、1796 年から 1948 年までは英国により、支配されてきた。1505 年以前は、国内各地域の民族コミュニティにおいて慣習法が適用されていた。ポルトガル法は、スリランカの法制度に大きな影響を及ぼすことはなかった。他方、オランダは、3 つの地域に裁判所を設置したほか、国内各地域の民族コミュニティの慣習法を成文化する努力を行った。英国は、既存の法律を施行し続けるとともに、スリランカ全土に統一的な行政及び司法制度を採用した⁵。これらの結果、スリランカの法制度は、ローマ・オランダ法⁶、英国法、及び地域・宗教・民族に応じた固有法（成文法と不文法がある）が融和しつつ多元的に並存する混合法体系となっている。しかし、とくにビジネス関連法に関しては、長年にわたる英国による植民地支配の影響により、英国法の影響が強い⁷。

2 法整備支援

近年、日本を含む諸外国及び国際機関等は、南アジア各国に対し、「法整備支援」を積極的に行っている⁸。

(1) ネパールでは、1854 年以来、160 年以上にわたって、「ムルキ・アイン」という法典が施行されていた。これを近代的な法律に置き換えるため、日本の JICA が、ネパールの民

⁴ Herbert M. Kritzer 編『Legal Systems of the World III』（ABC CLIO、2002 年）1110 頁。

⁵ https://www.nyulawglobal.org/globalex/Sri_Lanka1.html

⁶ 「ローマ・オランダ法」は、中世ローマ法とゲルマン慣習法を基礎として、16 世紀から 18 世紀にかけてオランダで発展した法であったが、オランダでは、その後、フランス法の影響を受けた民法典が制定されたため、現在のオランダでは、ローマ・オランダ法は施行されていない（伊藤弘子著「スリランカにおける親権・監護権に関する法令及び関連条文の概要」1 頁）。

⁷ 「Legal Aspects of Doing Business in Asia, Second Edition」（JURIS）の「Sri Lanka」2～3 頁。

⁸ 日本の法整備支援の詳細については、以下のウェブページを参照されたい。

① 法務省法務総合研究所国際協力部

https://www.moj.go.jp/housouken/housou_lta_lta.html

② 国際協力機構（JICA）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html>

法典草案の作成への支援を行った。そして、2017年、遂に、ネパールの民法典が制定された。ネパールの民法典は、南アジアで初めて制定された統一民法典である。民法典の内容の約6割は「ムルキ・アイン」の内容を引き継いでおり、約3割は過去に蓄積されたネパールの裁判例を成文化したものであり、約1割が他国の民法の内容を取り入れたものとなっている⁹。「ムルキ・アイン」と民法典の内容の相違点について述べると、民法典では、婚姻・後見・保佐・養子縁組等の規定の整備、所有権・占有権の概念の明確化、不当利得・不法行為の制度の導入、国際私法の規定の整備等が図られたことが挙げられる¹⁰。また、国連開発計画（UNDP）が、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等の草案の作成への支援を行った¹¹。そして、2017年、遂に、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等が制定された。「ムルキ・アイン」と刑法典の内容の相違点について述べると、刑法典では、チャウパディ（生理中又は出産時の女性を、屋外の小屋に隔離するという風習）の犯罪化、逮捕状・執行猶予・仮釈放・保護観察の制度の採用等が図られたことが挙げられる¹²。

（2）近年では、モルディブでも近代的な法整備が進められるようになっており、国際機関、外国、外国人法律家等が、モルディブの法整備の支援に貢献している。例えば、2008年憲法の起草の際は、カナダのサスカチュワン大学のシュマイザー教授がコンサルタントとして関与した¹³。

IV 宗教の影響の強さ

南アジアの国には、宗教（イスラム教、ヒンドゥー教、仏教）の影響が強い国が多い。これらの国では、国民の大多数が信じる宗教が憲法及び法制度において重要な地位を占めており、日本では見られない特異な法制度や法律規定も多く見られる。また、これらの国では、宗教的少数者への弾圧とそれに起因する抗争事件等も発生している。

1 イスラム教の影響の強い国

（1）イスラム教徒が約96%を占めるパキスタンの憲法は、イスラム憲法という特色を有する。例えば、憲法前文において、「全宇宙に及ばされる至高権は、全知全能の神アラーにのみ属する」等と規定されているほか、「第9編 イスラムの諸規定」というように、一つ

⁹ 「【特別鼎談】アジアにおける民法典制定への国際協力——法整備支援への塾員の貢献」での長尾貴子氏の発言より。

https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/other/202103-4_2.html

¹⁰ 石崎明人著「新憲法の特徴と法の整備——法の理念と運用のギャップ」（『現代ネパールを知るための60章』（明石書店、2020年）所収）70頁。

¹¹ 高橋邦夫著「アジアの社会と法——その現実と我が国の法整備支援」（『法学セミナー No.709』（日本評論社、2014年）所収）38頁。

¹² 前掲「新憲法の特徴と法の整備——法の理念と運用のギャップ」70～71頁。

¹³ 今泉慎也著「憲法制度」（『モルディブを知るための35章』（明石書店、2021年）所収）156頁。

の編が置かれている。憲法上、報道の自由については、イスラムの名誉、パキスタンの領域の一体性・安全・防衛、外国との友好関係、公共の秩序等に関して、又は法廷侮辱罪等に関して、法律によって課せられた合理的な制約の範囲内でのみ、保障される（19 条）。また、イスラム教は、パキスタンの国教であり、特別の地位が与えられている（2 条）。イスラム教に限らない一般的な信教の自由は、法律・公共秩序・道徳の範囲内でのみ、保障される（20 条）。

パキスタンには、通常裁判所の系列とは別に、「連邦シャリーア裁判所」が設置されている。連邦シャリーア裁判所は、法律がイスラム法に合致しているか否か等についての判断権限を有する。連邦シャリーア裁判所は、8 名以下のムスリムの裁判官で構成され、そのうち 4 名以下の判事は、高等裁判所判事である若しくはあった者又はその資格のある者でなければならず、また、3 名以下の判事は、イスラム法の研究又は教育について 15 年以上の経験を有する「ウラマー」（イスラム法学者）でなければならない。

家族法の分野については、ムスリムに対してはイスラム法が適用される。パキスタンにおける成文法としては 1961 年ムスリム家族法等があるが、イスラム法も実体法として適用される。よく知られているとおり、男性は、同時に扶養することができる場合、4 人の女性と婚姻することができる。また、夫が妻に対し一方的に婚姻解消することができる「タラーク離婚」が認められており、「タラーク」（離婚する）と 3 回宣言されると、離婚が確定する¹⁴。なお、キリスト教徒には 1872 年キリスト教徒婚姻法が、ヒンドゥー教徒には慣習法が適用される¹⁵。

パキスタン刑法は、英国統治下において導入された刑法体系に、イスラム刑法が接ぎ木されたものといわれることがある¹⁶。イスラム国家であるパキスタンの刑法にはいくつかの特色があり、その一つとして、イスラムに対する侮蔑的表現が犯罪とされている点が挙げられる。例えば、クルアーン、預言者ムハンマド、カリフに対する侮蔑的表現は犯罪とされ、場合によっては死刑又は無期懲役を科せられる可能性がある¹⁷。

（2）モルディブ憲法によると、モルディブは、イスラム教の原則に基づく国家であり（2 条）、イスラム教は国教とされており、イスラム教の教義に反する法律は制定することができない（10 条）。

憲法上、大統領、人民議会議員、又は裁判官は、イスラム教徒であり、イスラム教スンナ派の信者でなければならない。また、イスラム教徒でない者は、モルディブ市民になることができない。ちなみに、2019 年、ソーリフ大統領は、最高裁判所の長官及び裁判官を 5 名任命したが、その中には女性が 2 名含まれていた。イスラム法上の問題について法的意見（ファトワ）を発する権限を有する最高評議会は、「女性は最高裁判所の裁判官になること

¹⁴ 浅野宜之著「パキスタン」（『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009 年）所収）354～355 頁。

¹⁵ 浅野・前掲書 355 頁。

¹⁶ 堀井聡江著『イスラム法通史』（山川出版社、2004 年）232 頁。

¹⁷ 浅野・前掲書 354 頁。

はできない」というファトワを発した。しかし、ソーリフ大統領は、任命を断行した¹⁸。

イスラム教は、憲法の人権規定にも大きな影響を及ぼしている。例えば、人民議会が制定した法律により、憲法で定められた権利又は自由が制限されたか否かを判断する際の判断要素の一つとして、「イスラムの教義を保護するために、権利又は自由が制限されなければならない程度」が挙げられている（16条(c)6）。市民は、イスラムのシャリーア又は法律によって明示的に禁止されていない行為又は活動には、自由に従事できるとされる（19条）。思想・表現の自由は、イスラムの教義に反しない方法で行わなければならない（27条）。教育にあたっては、イスラムへの服従を教え、イスラムへの愛を植え付けなければならない（36条(c)）。基本的権利及び自由の行使及び享受は、イスラムの教義に反しない形で民主主義の価値と実践を促進し、国教であるイスラム教、文化、言語、遺産を保護するという責任及び義務と不可分である（67条(f)(g)）。

モルディブの2014年刑法には、以下のように、日本では見られない特徴的な規定が存在する。

不法結婚は犯罪とされ、第1級軽犯罪として1年以下の拘禁刑を科される。不法結婚には、①既に4人の妻と結婚している場合に、さらに結婚すること、②既に結婚している場合に、妻の姉妹と結婚すること、③待婚期間中に、女性が離婚した男性以外の男性と結婚すること、④既に結婚している女性がさらに結婚すること、⑤離婚を3回繰り返した女性が、別の男性と結婚し、その男性から離婚されることなく、前に離婚した同じ男性と結婚すること、⑥不倫で離婚した男女が結婚すること、⑦イスラムのシャリーアにより、結婚が永久に禁止されている男女が結婚すること（近親者である場合等）、⑧同性が結婚すること、⑨女性が、非ムスリムの男性と結婚すること、⑩男性が、啓典を持つ信仰に属さない非ムスリムの女性と結婚することがある（410条）。

また、モルディブ市民が、①医学的又は健康上の理由なく、ラマダン月に断食をせず、又は断食を放棄すること、②豚肉・豚肉製品又はアルコールを消費することは犯罪とされ、第3級軽犯罪として3ヶ月以下の拘禁刑を科される（616条）。

さらに、イスラム教への批判は犯罪とされ、第1級軽犯罪として1年以下の拘禁刑を科される。イスラム教への批判には、①イスラム教を軽視させる意図をもって、公の場又は公共の媒体で宗教的な演説やイスラム教の批判を行うこと、②イスラム教を軽視させる目的で、イスラム教を批判する資料を作成、販売、頒布、提供すること、③モルディブにおけるポルノの製造、所持、販売、配布、流布又は輸入、④モルディブにおける礼拝用偶像の生産、所持、販売、配布、流布又は輸入、⑤モルディブ市民の宗教的結束を乱そうとし、人々の間で宗教的分離を引き起こすような会話や行動をすることがある（617条）。

2 ヒンドゥー教の影響の強い国

（1）ネパールにおけるヒンドゥーの伝統は、「ムルキ・アイン（Muluki Ain）」（「国の法」）

¹⁸ 今泉・前掲書 169 頁。

という法典にまとめられていた。全 1,400 頁からなる 1 冊の書物である「ムルキ・アイン」は、1854 年に編纂されたものである。その内容は、当時存在していた、主にヒンドゥー教に関する全ての文献をまとめたものである。「ムルキ・アイン」は、民事、刑事、徴税、地主と百姓の関係、カースト間の紛争、婚姻、家族に関する規定を含んでいる。1854 年以来、ネパールの裁判所は、「ムルキ・アイン」の規定を適用していた。「ムルキ・アイン」の規定は、上位カーストを優遇し、下位カーストを厳格に取り扱うものであった。しかし、1963 年に改正された「ムルキ・アイン」は、カースト、宗教、性別による差別を禁止し、全ての宗教の信者に共通して適用される統一的な家族法を追加した。さらに、その後の改正では、インドから英国のコモン・ローの原則を取り込んだ¹⁹。160 年以上にわたってネパールで適用されてきた「ムルキ・アイン」は、2017 年に制定され 2018 年 8 月に施行された民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法により、取って代わられた。

ネパール憲法は、出自、宗教、人種、カースト、部族、性別等に基づく差別の禁止、社会的・文化的後進階層及び指定カースト等へのアファーマティブ・アクションについて規定している（18 条等）。また、カースト等に基づく差別は禁止されている（24 条）。ダリット（不可触民）の権利及びアファーマティブ・アクションについて明文で詳細に規定されている（40 条）。さらに、「国家ダリット委員会」等の設置及び職権等についても規定されており、ダリット等の人権保護が図られている。

ネパール憲法では、他人を別の宗教に改宗させる等の行為は、処罰されるものと規定されている（26 条 3 項）。これを受けて、2017 年改正刑法は、他人を別の宗教に改宗させる等の行為を犯罪とした。他人を別の宗教に改宗させる行為をした者は、5 年以下の懲役及び 5 万ネパール・ルビー以下の罰金に処され、外国人の場合は、刑期終了後 7 日以内に国外強制退去しなければならないものとされる。上記の犯罪構成要件は極めて不明確であり、拡大解釈されやすく、ネパールで宗教の話をしただけでも、犯罪が成立するとされかねない。2017 年改正刑法の当該規定は、ネパールにおける既存の宗教（とくにヒンドゥー教）の現状維持の効果をもたらすものと思われ、実際に、近時、ネパールにおいて、キリスト教牧師が逮捕・訴追される事件が発生している。解釈・運用次第では、ネパールも批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR）に違反する可能性もあると指摘されている²⁰。

3 仏教の影響の強い国

（1）仏教徒が約 7 割を占めるスリランカでは、憲法において、仏教に特別な地位が認められている。即ち、「全ての宗教に権利を保障しつつ」という留保はあるが、「仏教を第一の地

¹⁹ Herbert M. Kritzer 編『Legal Systems of the World III』（ABC CLIO、2002 年）1110 頁。

²⁰ 谷川昌幸著「ネパール評論 キリスト教牧師に有罪判決(2)」

<https://nepalreview.wordpress.com/2021/12/31/211231/>

位に置かねばならず、これを保護し、育成しなければならない」という規定がある（9条）。

（2）ブータンの法制度は、チベット仏教の伝統と、英国法の両方に淵源を有する。チベット仏教の伝統は、「Tsa Yig」という法典にまとめられている。「Tsa Yig」は、成文化されたチベット仏教の戒律に基づく道德規範であり、チベット仏教の全ての僧院には、独自の「Tsa Yig」が存在する。ブータンでは、1629年頃、ガワン・ナムゲルによって、「Tsa Yig Chenmo」が制定された²¹。1959年には、ドルジ・ワンチュク国王（第3代）の指導の下、初の本格的な成文法典である「Thrimzhung Chhenmo」（「Thrimzhung Chenmo」とも表記される）が制定された。この法典は、チベット仏教及びブータンの伝統だけでなく、当時の外国（とくにインド）の法令等を参考にしつつ²²、民事と刑事をほとんど網羅し、土地、婚姻等に関する内容を含んでおり、主要な法典として特別な地位を占めていた。「Thrimzhung Chhenmo」の基本的な内容は、その後、ブータンで制定された憲法及び法律の基礎になっている²³。ブータンの2008年憲法は、仏教に特別な地位を与えている（2条2項、3条1項、9条20項）。

V 南アジアで比較的多くの国にみられる特徴的な制度・運用

1 憲法の条文数及び改正回数の多さ

（1）インド憲法²⁴は、1949年11月26日に採択され、1950年1月26日に施行された（一部の条項は即日施行された）。その後、現在まで、100回以上の改正を経ている。また、条文数は実質的に460か条を超えており、世界の中で条文数の多い憲法の一つであるといわれている²⁵。条文数の多さの理由としては、インドが巨大な人口を擁する「世界最大の民主主義国家」であることのほかに、インドが連邦制の国家であり、インド憲法が連邦と州の関係について多くの条文を置く必要があることも挙げられよう。

（2）パキスタンでは、独立後、1956年憲法、1962年憲法も施行されたが、現行のパキスタン憲法²⁶は、1973年に施行されたものである。パキスタンの1973年憲法は「硬性憲法」であり、憲法改正のためには、上下両院でそれぞれ3分の2以上の特別多数の賛成が必要とされる。にもかかわらず、1973年から2019年までの間だけでも、計26回にわたる改正

²¹ <https://drukjournal.bt/wp-content/uploads/2021/08/Law-and-Justice-in-Bhutan.pdf>

²² https://fid4sa-repository.ub.uni-heidelberg.de/2624/1/17_SpdrPglt.pdf

²³ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Bhutan1.html>

²⁴ 本稿におけるインド憲法の日本語訳は、①浅野宜之著「インド」（鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）所収）、②孝忠延夫・浅野宜之著『インドの憲法〔新版〕』（関西大学出版部、2018年）等を参照した。

²⁵ 前掲『新版 アジア憲法集』260～261頁。

²⁶ 本稿におけるパキスタン憲法の日本語訳は、①笠井亮平著「パキスタン」（前掲『新版 アジア憲法集』所収）、②新井信之著「パキスタン・イスラム共和国」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）等を参照した。

が行われてきた²⁷ほか、憲法が一次停止される事態も経験してきた。現行憲法の条文数は280か条であり、世界の中で最も条文数の多いインド憲法に次ぐ長さといわれている²⁸。

(3) バングラデシュ憲法²⁹は、1972年11月4日に採択され、同年12月16日に施行された。バングラデシュの1972年憲法の改正のための国会制定法は、国会議員総数の3分の2以上の賛成による可決及び大統領の認証を必要とする(142条)。このようにバングラデシュの1972年憲法は「硬性憲法」であるにもかかわらず、1972年から2019年までの間に、計17回にわたる改正が行われてきた³⁰ほか、2017年には、2014年に可決された憲法改正が、最高裁判所により違憲・無効と判断される事態も経験してきた。現行憲法の条文数は153か条である³¹。ちなみに、バングラデシュの1972年憲法においては、前文、第1編(共和国)、第2編(国家政策の基本原則)の全ての規定等を含む、憲法の基本構造に関する規定は、挿入、修正、置換、破棄、その他いかなる方法によっても、憲法改正ができないこととされている(7B条)。このように、バングラデシュ憲法における憲法改正ができない範囲は、かなり広いといえる。しかも、憲法改正ができないとされる範囲には、「社会主義」のように議論の分かれる内容も含まれている。今後も、バングラデシュにおいては、憲法改正をめぐる紛争が発生することは不可避であろうと思われる。

(4) スリランカでは、独立後、スリランカの最初の憲法が制定された。その後、1972年(第一次共和国憲法)及び1978年(第二次共和国憲法)に新しい憲法が制定された。そして、1978年憲法が約20回の改正を受け、現行憲法となっている。現行憲法の条文数は172か条である³²。

(5) ネパールで初めて近代的な憲法が制定されたのは、1948年である。その後、欽定憲法たる1951年憲法、立憲君主制に立脚した1959年憲法、古来の村落社会を基盤とするパンチャヤット制を採り入れた1962年憲法、人民主権に基づく1990年憲法、包括和平合意に伴う2007年暫定憲法が公布されてきた。その後、第1次制憲議会の成立、任期延長及び任期切れ、並びに第2次制憲議会の成立等の紆余曲折を経て、2015年9月20日、遂に2015

²⁷ 前掲『新版 アジア憲法集』745頁。

²⁸ 前掲『新版 アジア憲法集』744頁。

²⁹ 本稿におけるバングラデシュ憲法の日本語訳は、①佐藤創著「バングラデシュ人民共和国」(前掲『新版 アジア憲法集』所収)、②萩野芳夫著「バングラデシュ人民共和国」(前掲『アジア憲法集【第2版】』所収)等を参照した。

³⁰ 前掲『新版 アジア憲法集』36頁。

³¹ バングラデシュ憲法の英語版については、下記リンク先を参照。

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/583953>

³² スリランカ憲法の英語版については、下記リンク先を参照。

<https://www.parliament.lk/files/pdf/constitution.pdf>

年憲法³³が公布された³⁴。2015 年憲法は、その公布の後、2016 年及び 2020 年に改正されている。条文数は 308 か条もあり、インド憲法の 460 か条には及ばないが、世界の中で条文数の多い憲法の一つであるといえよう。連邦制を採る 2015 年憲法は、包摂民主主義を基本原則とし、さまざまな社会的弱者・少数者の保護に関する具体的な規定を多く置いている点に特色がある。

(6) ブータンで初めて近代的な成文憲法が制定されたのは、2008 年である³⁵。2008 年憲法は、(英語の「Article」を「条」と訳すと、)形式上は全 35 か条(附則を除く)となるが、各条の中には多数の項が含まれている(項数は全部合わせると、352 項ある)ため、決して、短い憲法ではない。

(7) モルディブの現行憲法は、2008 年憲法である。2008 年憲法は、全 14 章、全 301 条からなる³⁶。2008 年憲法は、1978 年から 30 年間続いたガユーム政権の強権政治に対する反省から、権力分立、複数政党制、司法権の独立、人権保障等の制度改革を推し進めたものといえる³⁷。2008 年憲法は 6 回の改正を経たが、ヤミーン政権での 2 回の改正については、その後のソーリフ政権において、元に戻す改正が行われた。

(8) 以上のとおり、南アジア諸国の憲法は、条文数及び改正回数の多さという特徴を有する。条文数が多い理由としては、人口が多く連邦制を採る国の憲法は条文数が多くならざるを得ないこと、条文数の多いインド憲法の影響を受けていること等が挙げられよう。改正回数が多い理由としては、南アジア諸国が幾度ももの大きな政治的変動や民族紛争等を経験していることが指摘できよう。

2 女性等への差別の禁止とアファーマティブ・アクション

³³ ネパールの 2015 年憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2021/01/Constitution-of-Nepal.pdf>

2015 年憲法の日本語訳は見当たらない。なお、1990 年憲法の日本語訳については、谷川昌幸著「ネパール」(前掲『アジア憲法集【第 2 版】』所収) 535～582 頁に掲載されている。

³⁴ 2015 年 4 月 25 日、ネパールの首都カトマンズから北西に約 77 キロメートルのゴルカ郡を震源地として、マグニチュード 7.8 の地震が発生した。これによりネパール各地で甚大な被害が発生した(死者は 8,900 人以上)。この大地震は、新憲法を早く成立させて震災復興に注力すべきであるとの国民世論を高める契機となったとの指摘もある。

³⁵ ブータンの 2008 年憲法の日本語訳は、中東聡子訳「ブータン王国憲法」(前掲『新版アジア憲法集』所収) 97～117 頁に掲載されている。2008 年憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.dlgdm.gov.bt/storage/upload-documents/2021/9/20/Constitution-of-bhutan-2008.pdf>

³⁶ モルディブの 2008 年憲法の英訳は、以下のウェブページに掲載されている。

<http://agoffice.gov.mv/#/Media/Constitution%20of%20the%20Republic%20of%20Maldives>

³⁷ 今泉慎也著「憲法制度」(『モルディブを知るための 35 章』(明石書店、2021 年) 所収) 156 頁。

(1) インド憲法は、カーストに基づく差別の禁止、社会的・教育的後進階層及び指定カースト等へのアファーマティブ・アクションについて規定している(15条、16条等)。これらの規定は、カースト制度自体を禁止しているというよりも、カーストに基づく差別を禁止したものであるといわれている³⁸。また、憲法は、不可触民制の廃止(17条)、宗教・言語等のマイノリティの保護(29条、30条)についても規定している。

(2) パキスタン憲法は、性別に基づく差別を禁止している(25条2項)。また、5歳から16歳の全ての児童に対し、国は、無償で、義務教育を提供するものとされている(25A条)。さらに、「国民生活のあらゆる分野における女性の全面的な参加」が保障されなければならないものと規定している(34条)。これらのことから、憲法上、女子の未成年者は、教育を受ける権利を保障されているといえる。なお、2014年に、パキスタンの当時17歳であったマララ・ユスフザイさんが史上最年少でノーベル平和賞を受賞した。彼女は、11歳頃から、女性の教育を受ける権利を訴え続け、タリバンによる女性への弾圧に反対していた。2012年、下校途中にタリバンから襲撃され、頭と首に2発の銃弾を受けたが、奇跡的に回復した。その後、彼女は、女兒教育の重要性についての社会の認識を高めること等を目的として、「マララ基金」を立ち上げた。

パキスタンにおいては、保守的な慣習が根強く存在している。そのため、例えば、婚前交渉を行った女性が、家族の名誉を汚したという理由で、殺害されるという事件(いわゆる「名誉の殺人」)が少なからず発生している。2016年に、「名誉の殺人」を厳罰化する法律が制定・施行されたが、その後も、「名誉の殺人」は後を絶たない。

(3) バングラデシュ憲法では、宗教、人種、カースト、性別又は出生地による差別が禁止されており、また、国は、女性、子ども、後進階級の国民のために特別な定めを設けることができることが規定されている(28条)。

(4) ネパール憲法は、出自、宗教、人種、カースト、部族、性別等に基づく差別の禁止、社会的・文化的後進階層及び指定カースト等へのアファーマティブ・アクションについて規定している(18条等)。また、カースト等に基づく差別は禁止されている(24条)ほか、ダリット(不可触民)の権利及びアファーマティブ・アクションについても明文で詳細に規定されている(40条)。さらに、「国家人権委員会」が設置され、人権侵害事案の調査・勧告・監視等を行うことが規定されている(248条～249条)ほか、「国家女性委員会」(252条～254条)、「国家ダリット委員会」(255条～257条)、「国家インクルージョン委員会」(258条～260条)等の設置及び職権等についても規定されており、女性、ダリット、障害者等の人権保護が図られている。ネパールでは、統治機構においても、女性等の優遇措置が保障されている。ネパールの連邦議会は下院と上院で構成される。そのうち、下院議員は小選挙区制又は比例代表制により選出されるが、上院議員のうち56議席については、女性3名以上、ダリット(不可触民)1名以上、障害者又はマイノリティ1名以上を含み、また、残り3議席については、内閣の助言により大統領から指名された女性1名以上を含まなければならない

³⁸ 前掲『新版 アジア憲法集』265頁。

ないと憲法に規定されている。また、連邦議会における各政党から選出される議員の総数の3分の1以上は、女性でなければならないことも規定されている。その他、ネパール会社法によると、公開会社の取締役は3名以上11名以下でなければならないが、女性の株主がいる場合、1名以上の女性の取締役がいることが必要である。また、2017年刑法典により、チャウパディ（生理中又は出産時の女性を、屋外の小屋に隔離するという風習）が犯罪化された。

（5）スリランカ憲法では、民族、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見又は出生地による差別は禁止されている（12条2項）。また、女性、児童又は障害者の地位向上を目的とするアファーマティブ・アクションが認められることが規定されている（12条4項）。

（6）以上のとおり、南アジア諸国の憲法では、女性や不可触民等への差別の禁止とアファーマティブ・アクションについて詳細な規定が置かれていることが多い。日本国憲法14条が単に一般的な規定を定めているだけであるのとは、対照的である。

3 外国人による不動産所有の規制

（1）インドの不動産に関しては、1882年財産移転法、2016年不動産規制開発法等の連邦法や判例法が存在するほか、現在では、多くの州法が、土地についてさまざまな法規制を課している。外国人・外国企業は、原則として、インド国内の不動産を所有することはできない。しかし、それらのインド現地法人は、インド国内の不動産を所有することができる。

（2）パキスタンにおける外国人の不動産所有については、1947年外国為替規制法、及び1976年外国民間投資法による規制がある。1947年外国為替規制法によると、外国人は、パキスタン国立銀行から許可を得ない限り、パキスタン国内で不動産を所有することはできない。また、1976年外国民間投資法は、外国人がパキスタン国内で所有できる住宅用不動産を1件に限定しているほか、外国人はパキスタンで農地を購入することはできないものとしている³⁹。

（3）バングラデシュでは、外国人は、原則として、バングラデシュ国内の不動産を所有することが認められていない。しかし、外資系のバングラデシュ法人は、バングラデシュ国内で不動産を所有することは認められる。

（4）スリランカでは、①株式の50%以上を外国人又は外国企業に保有されているスリランカ企業、②スリランカ以外の法律に基づいて設立された外国企業、③外国人によるスリランカの土地の購入は、一定の例外事由に該当しない限り、禁止されている。但し、99年以内のリースや、4階以上に位置するコンドミニウムの購入は、認められる⁴⁰。

（5）外国人によるモルディブの領土の所有及び99年を超えるリースは禁止されている（憲法251条）。ちなみに、2015年7月の憲法改正では、10億米ドル以上の投資をする外

³⁹ <https://zameenlocator.com/blog-detail/understanding-pakistan-property-law-a-comprehensive-guide/78>

⁴⁰

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/srilanka/page5.html

国人に、プロジェクト用地（その 70%以上が埋立地）の土地の所有を認めるという例外規定が設けられていた。この憲法改正は、中国との経済関係強化を重視するヤミーン政権により行われたものであるが、次のソーリフ政権は、2019 年 3 月の憲法改正によって元に戻した⁴¹。

（6）以上のとおり、南アジア諸国の憲法では、外国人による不動産所有を規制する規定が置かれていることが多い。日本国憲法では外国人による不動産所有を規制する規定が置かれていないのとは、対照的である。

VI 南アジアの一部の国にみられる特徴的な制度・運用

1 裁判所の司法積極主義

（1）インド及びバングラデシュの裁判所は、これまで、数々の公益訴訟において基本権侵害の救済を図ってきたことから、司法積極主義の傾向をもつといわれている⁴²。

（2）パキスタンでは、2012 年、当時のギラーニ首相が、最高裁判所により失職させられた。即ち、最高裁判所がギラーニ首相に対し、大統領の汚職疑惑に関する捜査の再開を求める書簡をスイス当局に求めたが、首相がこれを拒み続けたことは、「法廷侮辱」に該当するとして、有罪判決を下した。「法廷侮辱」で有罪判決を受けた者は議員の資格を失い、その結果、議員であることが要件となる首相の職にもとどまることができなくなるため、ギラーニ首相が失職することになった。その他にも、シャリフ首相が汚職で有罪判決を受けて英国に事実上の亡命を余儀なくされた事件や、カーン首相が汚職で有罪判決を受けて収監された事件等を挙げることができる。このように、パキスタンの裁判所は、「司法積極主義」を採り、政府や軍部との対立を避けず、不正疑惑や人権侵害を積極的に取り上げる傾向がある⁴³。

2 同性愛等に関する規制

（1）インドの 1862 年刑法は、英国による統治下において施行されたものであり、英国の 1533 年「Buggery Act」の影響を受けて、同法 377 条は「自然の摂理に反する肉体的な交わり」を犯罪としており、同性間の性行為も犯罪とされていた。しかし、近時、LGBT 運動の高まりとともに、同性間の性行為を非犯罪化すべきではないかとの批判が大きくなっていった。このような背景の下で、2016 年 9 月 6 日のインド最高裁判所決定により、同性間の性行為を犯罪とすることは違憲であるとする判断が下された（但し、動物との性行為については、引き続き、犯罪とすべきであるとされた）。

⁴¹ 前掲「憲法制度」161 頁。

⁴² 前掲『新版 アジア憲法集』44 頁、270 頁。

⁴³ 前掲『新版 アジア憲法集』747～749 頁。

(2) バングラデシュの1860年刑法⁴⁴は、インド刑法に淵源を有するものであるが、幾度もの改正を経ている。刑法は、同性間の性行為や猥姦を犯罪としており(377条)、法定刑は無期若しくは10年以下の懲役及び／又は罰金である。

(3) 英国の植民地であった国の刑法では、同性間の性行為を犯罪とする規定が置かれていることが多い。そのため、上記のインド最高裁判所判決が他の国における議論に影響を及ぼすか否かが注目される。

3 「幸福の国」ブータンにおけるタバコ規制

(1) ブータンは、経済的な豊かさだけを追い求めるのではなく、国民の幸福度も重視することとし、「国民総幸福量」(Gross National Happiness, GNH)の考え方を取り入れている。GNHは、国民の幸福実感を実現するために、①持続可能かつ公正な社会経済的発展、②環境の保全と持続的な利用、③文化の保護と振興、④良い統治、という4つの柱(重点課題)を重視するものである。ブータンでは、GNHの実現のため、2008年に、GNH委員会(Gross National Happiness Commission)を、大きな権限を有する、首相直属の独立組織とした⁴⁵。

(2) ブータンの2010年タバコ規制法は、2010年6月16日に施行された。同法は、国民総幸福量の重要な要素であるブータン国民の身体的健康と幸福を向上させるため、ブータンにおけるタバコとタバコ製品の栽培、収穫、生産、販売を禁止するものである。同法はまた、ブータン政府が禁煙を促進するためのカウンセリング及び治療を提供することを義務付けている。同法は、タバコ取締委員会が定めた限度額に従い、個人が自己消費用にタバコとタバコ製品を輸入することを認めているが、関税が課される。また、タバコの特性、健康への影響、危険性に関して、虚偽、誤解を招く、または誤った印象を与える可能性のある方法でタバコを宣伝する商品を持ち込むことは禁止されている。同法は、タバコの広告、宣伝、スポンサーシップを徹底的に禁止し、国内のビデオや映画でタバコが登場するのは、健康促進を目的に制作された教育用クリップに限定している。同法によっても、タバコの消費が全面的に禁止されているわけではないが、公共の場での消費はほぼ禁止されている。同法は、市場、ホテルのロビー、レストラン、バー等の商業施設、ディスコ、映画館、運動場等の娯楽施設、官民を問わず施設・事務所、祭り、タクシー乗り場、空港等の公共の集まる場所及び公共空間、全ての公共交通機関等を禁煙区域と定めている。ホテルの公共の場所ではない場所(喫煙フロア、喫煙ルーム等)では、利用者の判断により喫煙が許可される。

同法では、禁煙場所での喫煙に対しては罰金を科し、密輸に対しては第4級重罪として3～5年の禁固刑に処される、というように、8つの犯罪とそれに対応する罰則が規定されて

⁴⁴ <http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-details-11.html>

⁴⁵ 平山修一著『現代ブータンを知るための60章【第2版】』(明石書店、2019年)45頁、48頁。ブータンでの調査によると、幸せであると答えた人の割合は、2010年度の89.6%から、2015年の91.2%(うち、とても幸せと答えた人の割合は43.4%)に増加しているという(平山・前掲書52・54頁)。

いる。ブータン国内でタバコを販売して摘発された者は、タバコの出所を当局に開示すること、罪及び刑の軽減を受けることができる。

しかし、2010年タバコ規制法は、その厳しい罰則のために論争を引き起こした。2012年、国会は、タバコの許容量を大幅に増やし、罰則を軽減する緊急改正案を可決したが、販売と流通は依然として禁止されている。

4 内戦と「不処罰」問題

(1) スリランカは、1802年に英国の植民地となった。英国植民地時代、多数派のシンハラ人（仏教徒）は英国の支配に抵抗を続けたが、英国の支配に従順だった少数派のタミル人（ヒンドゥー教徒）は、英国政府に重用されていた。1948年、英連邦の自治領セイロンとして独立したが、1956年に、シンハラ語のみを公用語としたこと等が、シンハラ人とタミル人との民族対立の引き金となった。1983年、タミル人過激派が政府軍を襲撃したことから抗争が拡大し、「タミル・イーラム解放のトラ」(Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE)と政府軍との内戦が勃発した。以後、タミル人の自治拡大を認める和平協定が締結される等の努力が行われたが、四半世紀以上にわたり、たびたび武力衝突が発生してきた。しかし、2009年にはLTTEが敗北宣言をし、内戦は事実上終結した。内戦の間、スリランカ政府及びLTTEによる民間人に対する多くの残虐行為があったが、現在でも「不処罰」(impunity)の状態が続いていることが指摘されている。

(2) ネパールでも、「不処罰」の問題が残っているといわれている。1996年以降、ネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）と政府軍との間で内戦となり、2006年に包括和平合意が成立した。包括和平合意においては、内戦中に行われた人権侵害（政府軍・警察によるものと、マオイストによるものの両方が存在する）に対して、「真実・和解委員会」による対応が予定されていたが、2008年の選挙でマオイストが第1党となって政権を握ったことから、政府軍・警察による人権侵害とマオイストによる人権侵害のいずれに対しても、処罰・責任追及があまり行われていない⁴⁶。

VII おわりに

「世界の法制度」の執筆の原動力となったのは、一言で言えば、「好奇心」であるが、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

南アジア諸国の法制度は、現在も大きく変化し続けているため、今後の動向には、引き続き注目していく必要がある。

⁴⁶ 高橋邦夫著「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」(『法学セミナー No.709』(日本評論社、2014年)所収) 36頁。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.12』（国際商事法研究所、2024 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 13 回 総括（1）」）、『国際商事法務 Vol.53 No.1』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 14 回 総括（2）」）、『国際商事法務 Vol.53 No.2』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 15 回 総括（3）」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。